

航空の安全・安心確保に向けた緊急対策

令和6年1月9日
国土交通省

1月2日に発生した羽田空港における航空機衝突事故を踏まえ、航空の安全・安心の確保に向け、以下の対策を緊急的に講じる。

1. 管制機関及び航空事業者等への基本動作の徹底指示（1/3実施済）

2. 管制官による監視体制の強化

○滑走路への誤進入を常時レーダー監視する人員の配置

（羽田空港について1/6より実施済。レーダーが設置されている成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定）

3. パイロットによる外部監視の徹底、視覚支援

（1）航空事業者等への滑走路進入時及び着陸進入時における外部監視の徹底指示（1/8実施済）

（2）滑走路進入手前の停止位置標識の高輝度塗色

（羽田空港C滑走路について1/6実施済。羽田空港A・B・D滑走路及び新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定）

4. 滑走路進入に関するルールの徹底

（1）滑走路進入に関する管制用語のパイロットへの周知徹底（1/8実施済）

（2）滑走路進入に関する管制指示の更なる明確化

例：航空機の離陸順序を示す情報（No. 1、No. 2等）の提供を当面停止

（羽田空港について1/8実施済。以降、全空港で順次実施予定）

（3）滑走路周辺の走行に関する注意事項の航空事業者等への周知徹底

（羽田空港について1月中実施予定。新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定）

5. 関係者間のコミュニケーションの強化

○管制官とパイロットの交信に関する緊急会議の開催

（羽田空港について1月中実施予定。新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港について順次実施予定）